

## 控 訴 理 由 補 充 書 (2)

平成20年6月3日

被控訴人らは、控訴理由を以下のとおり更に補充する。

### 第1 控訴理由書第1の4(4ページ)及び第2の1(6ページ)についての補充

#### ——匿名表現による名誉毀損の問題

1 原判決は、本件第2発言について、「特定人を対象とするものではない」、「フランス語教員を個別に特定したり、原告36及び52に具体的に言及するものではないこと」を理由に、人の社会的評価を低下させるものではないと判示したが、法の解釈適用を誤り、判例に違反し、かつ、事実を誤認するものである。このことは、既に引用済みの最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁のほか、次の裁判例からも明らかである。

2 東京地判平成18年9月28日判例タイムズ1250号228頁

この事案は、週刊誌上に、「親族」、「親族の夫人」等の匿名表現を用いて、福岡一家惨殺事件の真犯人であるかのような記事等が掲載されたことにより、名誉を毀損されたとして、提起された損害賠償等訴訟であり、匿名記事による名誉毀損の成否が主な争点の1つとなったものである。

同判決は、「雑誌記事による名誉毀損の不法行為が成立するためには、当該記事の記載事実が特定人に関するものであるという関係が認められることが必要であり、当該記事が匿名記事であるときには、その記載に係る人物の属性等を総合することにより、不特定多数の者が、匿名であってもなお当該特定人について記載されたものと認識することが可能であることを要すると解される。そして、匿名記事の場合には、実名を挙げるなどして客観的に当該記事の対象者を特定した場合と比較すると、対象者を特定できる読者の範囲は限定されるが、実名が記載されていなくとも、記事の記載内容から、当該対象者の属性等について一定の知識、情報を有している者らによって、対象者の特定がなされる可能性があり、さらに、これらの者から、特定された対象者が不特定多数の第三者に伝播する可能性があれば、名誉毀損における対象者の特定については十分であるというべきである。」とし、「本件各記事中に記載された「親族」や「親族の夫人」等の記載をもって、原告らの親族や、原告らの近隣に居住する者、原告らの友人、知人及びZ社の関係者やZ社の取引先の者など、原告らと何らかの関わりを有する者並びに春子の勤務先が同人の兄である原告次郎の会社であること等を知っている春子の親族、友人及び知人等が、本件各記事を読めば、本件各記事中の「親族」は原告次郎を、「親族の夫人」は原告花子を対象としたものであると理解することが十分に可能であると認めることができ、また、本件各記事が掲載された後に、現に原告らの知人や友人から原告らに対する連絡があり、Z社の取引先からも、商品の返品や取引の中止がされたことからすれば、原告らの上記友人、知人等にとどまらず、更に不特定多数の第三者に、原告らが本件各記事の対象者であることが伝播した可能性もあるものと認められる。」「したがって、本件各記事の対象とされた人物が、読者において原告らであると特定されるものというべきである。」と判示した。

3 以上の判例法理からすれば、本件第2発言において、受講者が少ない教員とされた都立大学のドイツ語、フランス語の教員は、同発言中で氏名への言及がないとはいえ、名誉毀損における対象者の特定としては十分であり、名誉毀損の成立を妨げないと解すべきである。

以上に反する本件原判決の誤りは明らかである。

### 第2 控訴理由書第1の8(6ページ)についての補充

#### ——対抗的言論の問題

1 原判決は、第1発言後半部分、本件第2発言前半部分及び本件第3発言について、「批判の範囲を逸脱するものとまではいえない」との理由により、原告らの社会的評価を低下させることにはならない旨判

示し、上記各発言のような発言を使用者が被用者に対して行うことが、通常の事態であるかの如く判断しているが、かかる認定自体がまず事実誤認である。

のみならず、原判決が、本件第3発言について、「かかる表現は、都立大学のフランス語教員を揶揄あるいは愚弄するものであって、被告石原が都知事という立場に在り、都立大学再編及び首都大学東京の設立に関与していたことにかんがみれば、不適切な発言であるといえることができる。」と判示しているにもかかわらず、原告菅野及び原告西川の社会的評価を低下させるものということとはできないと判示するのは、法の解釈適用を誤り、判例に違反するものである。

2 対立関係にある者同士の間で名誉毀損の問題は、「言論の応酬」，「対抗的言論」の問題とも言われるが、この点に関する裁判例には次のようなものがある。

(1) 最判昭和38年4月16日民集17巻3号476頁

「自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉、信用を毀損するがごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行つた言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえないかぎり違法性を缺くとすべきものである。」

(2) 東京地判昭和60年11月27日判タ578号45頁

「認定した事実によれば、右記事がいずれも全金支部組合員であり、当時被告組合により査問委員会に告発された54名の内女性である原告ら4名を対象とするものであることは明らかであり、本件第1文書の「チビ・ブス」という表現、本件第2文書の「性格ブス」「性格が悪いこと」「人間として、成長していない」「人格チビ」「いい年をしてまともな社会生活ができない輩」「根暗の偏執狂」という表現は、これらの記事を読む者をして、女性であり、訴外会社の従業員である原告ら4名がその容姿、品性、徳行、社会的ないし職場における適応性について劣つているとの印象を与えるものというべきである。被告らはこの点について、今日「チビ・ブス」なる語は侮辱の意味はなく単なる流行語である、人の容ぼうの美醜・身長の高低は名誉にあたらぬ等主張するが、前記2において認定した事実及び第1記事自体から、本件第1記事における「チビ・ブス」なる語は原告ら4名の人格的評価にまで向けられており、かつ侮蔑の意味をもつて使用されていることは明らかであるから被告らの主張は採用することができない。以上のように本件第1、第2文書は、原告ら4人の人格的価値について評価をなし、或いは具体的事実を摘示して、同人らの人格的価値についての社会的評価を低下させるものであり、原告ら四名の名誉を毀損するものと、一応認めることができる。」、「もとより被告らが自己の組合の正当性を主張することが許容されることはいうまでもないところであり、こうした論争の過程において、若干の誇張や攻撃的表現を伴う議論がされたとしても、その全体の趣旨、論調が組合の正当性に関する相応の節度のある合理的主張の範囲内に止まるものである限り、事柄の性質上、これを是認すべき場合もあるものというべきであるが、被告らの本件各記事における言辭は、もつぱら、原告らに対する低俗な人格的非難、中傷、揶揄に終始したものとわざるを得ず、明らかに右範囲を逸脱しているものと判断される。したがって、この点に関する被告らの主張も採用することはできず、本件各記事の掲載及び各文書の配布行為は、違法のものといわざるを得ない。」

(3) 東京地判平成19年7月24日判タ1256号136頁

「本件イラスト上では、原告甲野が上着の両ポケットと胸元に現金を詰め込んで、やや上目遣いに大口を開けて笑っている様子が描かれているだけでなく、「東日本の民主化しますぜ」とやや乱暴な口調でのセリフが書き添えられていて、原告甲野をいかにも低俗かつ下品な人物であるかのように描いて、原告甲野を揶揄していることは否定できないところである。」、「そうすると、本件ビラは、その限度で原告甲野の社会的評価を低下させるものであるから、その程度はともかく、原告甲野の社会的名誉を毀損するものである」

3 本件において、原告菅野及び原告西川らが、首都大学東京の設立構想に反対した経過及び真意等は、既に原審において原告準備書面③で詳述したとおりであり、フランス語教員としての真摯な考えに基づきその意見を述べたものであって、受講者数についての被控訴人石原の誤認についても再三、誤りを指摘し、撤回を求める申し入れを行っていたものである。

このような経緯を踏まえると、第1発言後半部分、本件第2発言前半部分及び本件第3発言は、対抗的言論として見ても、都知事という立場にある者の発言として、また原告菅野及び原告西川の使用上の立場にある者の発言として、あまりに不適切な人格的非難、中傷、愚弄ないし揶揄であり、原告菅野及び原告西川らの言動に「対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえ」るものであり、違法であることが明らかである。

以上に反する原判決は、法の解釈適用を誤り、上記各判例にも違反するものである。

### 第3 控訴理由書第2の2（7ページ）についての補充

#### ——社会的評価の低下の問題

- 1 本件第1ないし第3発言は、その前後の文脈も考慮した上で理解するならば、フランス語は数を数えられない言葉である、フランス語は国際語として失格していく、都立大学にはフランス語教員が8人いるにもかかわらず、同教員らの講座には受講者が1人もいないとの虚偽事実を前提事実とし、これを基礎に、これら教員は、フランス語受講の需要がまったくないにもかかわらず、その保守的かつ退嬰的考えから、都立大学における自らの地位と職を守るためだけに、首都大学東京の成立とこれに伴うフランス語関連講座の縮小に反対しているなどと断定的に主張し、原告菅野及び原告西川の社会的評価を低下させたものである。

しかるに原判決は、「都立大学のフランス語教員を揶揄あるいは愚弄するものであることを認めながら、「そのことだけから、法的保護に値するほど人の社会的評価を低下させるものといことはでき」ないと判示したものであるが、これは、法の解釈適用を誤り、判例に違反するものである。

- 2(1) 本書面別表は、社会的評価の低下を肯定した近時の裁判例をまとめたものである。これらの判例と比較しても、本件原判決が、本件第1ないし第3発言について、原告菅野及び原告西川の社会的評価を低下させるものでないとしたのは、法の解釈適用を誤り、判例に違反するものであることが明らかである。

特に、別表2-2判決は、「社長のイスにしがみついた」との表現は、X2が毎日新聞社の社長を続けることが不当であるとの批判的な評価を含むものであり、その評価はX2の社会的評価を低下させるものといえたと明確に判示しており、同2-1判決も同旨である。「社長のイスにしがみついた」との表現が人の社会的評価を低下させるものであるのに、受講者のいないフランス語講座にしがみついたり、数を数えることができず国際語として失格していくフランス語にしがみついているとの表現や、保守的かつ退嬰的な考えから、自己の地位と職を守るためだけに、首都大学東京の設立に対して、反対のための反対をしているとの表現が、人の社会的評価を低下させないと判断すべき理由は、およそ見出し得ない。

社会的評価の低下の有無に関する原判決の法解釈・適用の誤り及び判例違反は明らかである。

- 2(2) また、福岡高判昭和60年7月17日判タ567号180頁は、①長崎市内の公立小学校において、通知表の様式及び評定記載方法をめぐる論争が展開され、昭和53年度の第1学期に一部の学校において3段階絶対評価方式を5段階相対評価方式に改めたのを契機とし、これに反対する教師が終業式当日に通知表を児童に交付しないなどの混乱を生じ、昭和55年の第1学期には両方式を併用した長崎市小学校校長会作成の通知表の新様式（以下「校長会案」という。）が32校で採用されたが、うち20校校の担任教師が到達度評価欄の記載方法について反対し、第1学期及び第2学期の各終業式当日に一部の学校で通知表が児童に交付されない事態に至り、昭和56年1月の第3学期開始時になお7校56クラスで交付されなかった、②被上告人らは、長崎市内の公立小学校に勤務する教師であるが、長崎県教職員組合に所属し、校長は各教師の教育活動について指示権を有するものではないとの立場に立ち、その各勤務先学校において、昭和55年度の第2学期に、校長会案に反対して通知表を各校長の指示どおりに記入せず、その決裁を得られないため児童に交付しなかった、③かねてより教育問題等について言論活動をしていた上告人は、被上告人らのことを、「教師としての能力自体を疑われるような『愚かな抵抗』」、「教育公務員としての当然の責任と義務を忘れ」、「お粗末教育」、

「有害無能な教職員」等と表現するビラ約5000枚を作成し配布したという事案である。

上記判決は、上記ビラ配布行為を被上告人らの社会的評価を低下させる行為に当たると判断した。そして、その上告審である最判平成元年12月21日判タ731号95頁も、この点についての原判決の判断を否定していないのである。

「愚かな抵抗」との表現が人の社会的評価を低下させるものであるのに、数を勘定できず国際語として失格しているフランス語や受講者のいないフランス語講座にしがみついている手合いが、首都大学東京の理事長につけ込んで、同大学の設立に対して反対のための反対をし、笑止千万な、反逆にもならない反逆をしているとの表現が人の社会的評価を低下させないと解すべき理由は、まったく見出し得ない。

社会的評価の低下の有無に関する原判決の法解釈・適用の誤り及び判例違反はやはり明らかである。

以上

|     | 判決・出典                             | 社会的評価<br>の低下 | 被告<br>(Y) | 原告<br>(X)                        | 媒体      | 事案の概要   | 判旨  |
|-----|-----------------------------------|--------------|-----------|----------------------------------|---------|---|---|
| 1   | 大阪高判<br>平18. 6. 14<br>判時1950号94頁  | 肯定           | 新潮社       | 弁護士                              | 「週刊新潮」  | 京都弁護士会は、新会館を建築するに際し、旧会館に飾られていた向井久万画伯作に係る裸婦画(「本件裸婦画」)を移転することについて、同会の各委員会委員長に対し意見を求めたところ、Xが委員長の職にある両性の平等に関する委員会が、移転することには問題がある旨指摘した。Yは、Xの本件裸婦画の移転に関する言動を取り上げ、「『裸婦画はセクハラ』と取り外しを要求した無粋な女性弁護士」の見出しの記事を掲載した。    | 本件記事は、Xが、「裸＝という短絡的で幼稚な考え」を持っていること、そのような考えが主であることを前提として、画がセクハラの危険がある理由として新会館に展示し求めたXの言動が、京都弁護士会務懇談会の出席者をXの周囲の人々にとつて、となっているとの事実を摘みである。本件記事は、読者に対してであるXの人格が短絡的であり、その言動が無粋であることを与えるものであり、Xに対する社会的評価を下げたものであるというべきである。 |
| 2-1 | 東京高判<br>平18. 10. 18<br>判時1946号48頁 | 肯定           | 新潮社       | 毎日新聞社<br>(X1)<br>毎日新聞社<br>社長(X2) | 「週刊新潮」  | Yは、「[特集]『毎日社長拉致』で新聞が書けなかった『社内抗争』と『ホモ写真』との見出しで、毎日新聞社の社長であったX2に対する逮捕、監禁、強要未遂事件について執筆した記事」を掲載した。   | 1 本件記事②の部分は、X1が「社内抗争」を公表した理由が人事について、X1の社内抗争を公表したことが事実であるとの事実を述べたものである。公的報道機関である毎日新聞社が本件犯行の目的のために差し控えるべきであり、毎日新聞社が本件犯行の社会的評価を低下させることができる。  |
| 2-2 | 東京地判<br>平18. 1. 18<br>判時1946号55頁  | 肯定           |           |                                  |         | 2 本件記事は、X2が、毎日新聞社の社長を辞任しなかったこと、X1が「社長のイスにしがみついた」として論評したものである。X2は、毎日新聞社の内外から強い批判を受けたこと、それにもかかわり、X2が毎日新聞社の社長を辞任しなかったことについて、「社長のイスにしがみついた」、「X2体制のひずみ」と批判的に表現した。毎日新聞社が本件犯行を隠蔽したとの部分は、X1及びX2の社会的評価を低下させたものである。 |   |
| 3   | 東京地判<br>平19. 1. 17<br>判タ1247号276頁 | 肯定           | 小学館       | 衆議院議員                            | 「週刊ポスト」 | 本件記事は、郵政民営化法案に反対の立場である民主党に賛成の立場である自由民主党が、郵政民営化法案が衆議院で可決したことを記念する集会に参加していたとの事実を摘み、これを「民営化法案に賛成」と解釈するのが通常の読者の理解である。そうすると、本件記事は、自由民主党が民営化法案に反対の立場をとりながら、同法案に賛成の立場で行動したということを示していることとなる。この点については、本件記事は、       |   |